

青森県報

号外第二十五号

平成二十一年
三月三十日
(月曜日)

目次

規 則

青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター規則の一部を改正する規則……………(青少年・男女共同参画課)……………一

青森県河川法施行細則の一部を改正する規則……………(河川砂防課)……………一

訓 令

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令……………(総務学事課)……………二

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令……………(防災消防課)……………三

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令……………(同)……………三

青森県文化観光振興連絡会議規程の一部を改正する訓令……………(観光企画課)……………三

青森県行政資料センター規程を廃止する訓令……………(統計分析課)……………四

青森県職務育成品種規程を廃止する訓令……………(農林水産政策課)……………四

青森県農業機械化対策委員会規程を廃止する訓令……………(構造政策課)……………四

告 示

青森県工業総合研究センター研修規程を廃止する規程……………(新産業創造課)……………五

青森県内水面養魚配布規則第三条の規定による種卵及び稚魚の配布価格の廃止……………(水産振興課)……………五

選挙管理委員会……………(事務局)……………五

公安委員会……………(事務局)……………五

認知機能検査員等の認定等に関する規則……………(運転免許課)……………五

収用委員会……………(監理課)……………九

青森県収用委員会運営規則の一部を改正する規則……………(監理課)……………九

規 則

青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十号

青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター規則の一部を改正する規則

青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター規則(平成十三年五月青森県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「児童図書室及びプレイルールの使用時間は、」を「及び児童図書室の使用時間は午前九時から午後七時(日曜日及び休日にあつては、午後五時)までとし、プレイルールの使用時間は」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十一号

青森県河川法施行細則の一部を改正する規則

青森県河川法施行細則（昭和四十年四月青森県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三十年」を「二十年」に改める。
附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行し、改正後の青森県河川法施行細則第四條第一項の規定は、同日以後に受ける河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第二十三條及び第二十四條の許可について適用する。

訓

令

青森県訓令第十三号

行 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

第二十三條第二号、第三号及び第五号並びに第二十七條中「担当グループリーダー」を「担当グループマネージャー」に改める。

別表第二中

政 策 調 整 課	政 策 課
-----------	-------

を

新幹線・交通政策課	青新交
-----------	-----

企 画 調 整 課	青企調
新幹線・交通政策課	青新交
公 報 広 聴 課	公 報

出 納 課	青出納	出 納 課	青出納
物 品 購 入 調 査 室	青物調		

改める。

別表第三中青森県工業総合研究センターの項から青森県工業総合研究センター八戸地域技術研究所の項まで、青森県立弘前高等技術専門校つがる校の項及び青森県立八戸工科学院三沢校の項を削り、青森県農林総合研究センターの項を次のように改める。

青森県病害虫防除所	青防防
-----------	-----

別表第三青森県農林総合研究センター病害虫防除室の項から青森県農業大学の項までを削る。

第七号様式の（その二）及び第七号様式の二の（その二）中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

第十四号様式中 課 長 代 理 グループ

課 長 代 理 マネージャー

グループリーダー	グループマネージャー	グループマネージャー	グループマネージャー
----------	------------	------------	------------

に改める。

第十五号様式中

「グリーン・アドバイザー」を

「グリーン・アドバイザー」に改める。

第二十三号様式中「グリーン・アドバイザー」を「グリーン・アドバイザー」に「アドバイザー」を「グリーン・アドバイザー」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表企画政策部の部中

政策調整班	政策調整課長
企画班	企画課長
新幹線・交通政策班	新幹線・交通政策課長

を

企画調整班

企画調整課長

に改め、同表出納部の部中

新幹線・交通政策班	新幹線・交通政策課長
広報広聴班	広報広聴課長

出納班	出納課長
物品購入調査班	物品購入調査室長

を

出納班	出納課長
-----	------

に改める。

第三条政策調整班の項中「政策調整班」を「企画調整班」に改め、同項第二号から第四号までを削り、同条企画班の項を削り、同条新幹線・交通政策班の項の次に次のように加える。

広報広聴班

- 一 災害広報に関すること。
- 二 災害状況の取材に関すること。
- 三 対策調整班及び情報総括班との連絡調整に関すること。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令

青森県防災行政用無線通信規程（平成十二年四月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「出先機関の長」の下に「又は本庁の課長」を加える。

別表無線局の項中「鱒ヶ沢道路河川・水産総合研究地球局」を「鱒ヶ沢道路河川地球局」に改め、「青森県水産総合研究センター」を削り、「八戸漁業用海岸地球局」を「水産振興課八戸市駐在地球局」に、「青森県水産総合研究センター八戸漁業用海岸局」を「八戸漁業用海岸局」に、「鱒ヶ沢漁業用海岸地球局」を「鱒ヶ沢管理所地球局」に、「青森県水産総合研究センター八戸漁業用海岸局鱒ヶ沢管理所」を「八戸漁業用海岸局鱒ヶ沢管理所」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県文化観光振興連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文化観光振興連絡会議規程の一部を改正する訓令

青森県文化観光振興連絡会議規程（昭和五十四年七月青森県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「政策調整課長、企画課長、新幹線・交通政策課長」を「企画調整課長、新幹線・交通政策課長、広報広聴課長」に改める。
別表第二中「政策教養課長」を「警務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十七号

庁 中 一 般

青森県行政資料センター規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県行政資料センター規程を廃止する訓令

青森県行政資料センター規程（昭和五十三年八月青森県訓令甲第二十二号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職務育成品種規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職務育成品種規程を廃止する訓令

青森県職務育成品種規程（平成十一年三月青森県訓令甲第十五号）は、廃止する。

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十九号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県農業機械化対策委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県農業機械化対策委員会規程を廃止する訓令

青森県農業機械化対策委員会規程（昭和三十九年三月青森県訓令甲第十六号）は、
廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百九号

青森県工業総合研究センター研修規程を廃止する規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県工業総合研究センター研修規程を廃止する規程

青森県工業総合研究センター研修規程（昭和六十年三月青森県告示第二百四十二号）
は、廃止する。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県告示第二百十号

昭和五十四年七月十日青森県告示第五百七十六号（青森県内水面養魚配布規則第三
条の規定による種卵及び稚魚の配布価格）は、平成二十一年三月三十一日限り、廃止
する。

平成二十一年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十七号

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

青森県選挙管理委員会規程（昭和二十八年三月青森県選挙管理委員会告示第七号）
の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「グループリーダーを」を「グループマネージャーを」に、「総
務・行政グループリーダー」を「総務・行政グループマネージャー」に、「選挙グル
ープリーダー」を「選挙グループマネージャー」に改め、同条第四項中「サブリーダー
を」を「サブマネージャー」に改める。

第十七条第三項中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改め、同条
第四項中「サブリーダー」を「サブマネージャー」に、「グループリーダー」を「グ
ループマネージャー」に改める。

第十七条の三第二項中「総務・行政グループリーダー」を「総務・行政グル
ープマネージャー」に改める。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

公安委員会

認知機能検査員等の認定等に関する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県公安委員会規則第四号

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

認知機能検査員等の認定等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十号)による改正後の道路交通法(昭和三十五年法律第五五号。以下「法」という。)(第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査を行う検査員の認定並びに法第九十七条の二第三項、道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号。以下「施行規則」という。)(第三十八条の三及び運転免許に係る講習に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第四号。以下「講習規則」という。)(第六条第二項第四号に規定する青森県公安委員会(以下「公安委員会」という。)(が行う講習指導員の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 認知機能検査員講習 法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習をいう。
- 二 停止処分者講習 法第九十八条の二第一項第三号に規定する講習をいう。
- 三 高齢者講習 法第九十八条の二第一項第十二号に規定する講習をいう。
- 四 違反者講習 法第九十八条の二第一項第十三号に規定する講習をいう。

(講習の委託に必要な講習指導員の設置基準)

第三条 施行規則第三十八条の三ただし書に規定する講習の実施を委託することができる法人が置くべき講習指導員の配置数は次の各号に掲げる講習の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

- 一 停止処分者講習 違反者・停止処分者講習指導員六人以上
- 二 高齢者講習 高齢者講習指導員二人以上
- 三 違反者講習 違反者・停止処分者講習指導員二人以上

(認知機能検査員講習の実施)

第四条 認知機能検査員講習を受けようとする者は、認知機能検査員講習受講申請書(別記様式第一号)を公安委員会に提出するものとする。

2 公安委員会は、前項の講習を別表第一により実施するものとする。

(認知機能検査員の認定)

第五条 公安委員会は、認知機能検査員講習を終了した者の経歴等を書面により調査し、適格者について認知機能検査員講習終了証(別記様式第二号)を交付のうえ認知機能検査員として認定するものとする。

(講習指導員の認定)

第六条 公安委員会は、自動車安全運転センター(以下「センター」という。)(が実施する違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修を終了した者(以下「研修修了者」という。)(の経歴等について書面により調査し、適格者について運転適性検査指導者資格証(別記様式第三号。以下「資格証」という。)(を交付のうえ違反者・停止処分者講習指導員又は高齢者講習指導員として認定するものとする。

(資格証の事前交付)

第七条 公安委員会は、センターが実施する違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修の修了前に、資格証の交付を受けようとする者に対しては、運転適性検査指導者講習を別表第二により実施するものとする。

2 公安委員会は、前項の講習を終了した者に対して資格証を交付するものとする。

(講習指導員の認定に関する専決)

第八条 違反者・停止処分者講習指導員及び高齢者講習指導員の認定に関する公安委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務については、警察本部長(以下「本部長」という。)(に専決させることができる。

- 一 第四条第二項に規定する認知機能検査員講習の実施に関すること。
- 二 第五条に規定する調査及び認知機能検査員講習終了証の交付に関すること。
- 三 第六条に規定する研修修了者についての調査及び資格証の交付に関すること。
- 四 第七条第一項に規定する運転適性検査指導者講習の実施に関すること。
- 五 第七条第二項に規定する資格証の交付に関すること。

2 本部長は、前項に掲げる事務を主管課長に専決させることができる。ただし、特に重要と認められる事項についてはこの限りでない。

(費用)

第九条 この講習に要する費用の負担については、別に定めるところによる。

(委任)

第十条 この規則の施行に必要必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

別表第一（第四条関係）
認知機能検査員講習の実施に関する基準

講習項目	講習内容	時間
1 高齢者と認知機能の実態及び基礎理論	(1) 認知症の実態と認知症に関する基礎理論 (2) 認知症の症状と対応方法	一・五時間
2 高齢運転者対策の概要	(1) 高齢者の交通事故の現状 (2) 認知機能検査の導入 (3) 認知機能検査結果に基づく高齢者講習 (4) 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査 (5) 申請による免許取消し (6) 高齢運転者標識	一時間
3 認知機能検査の実施方法	(1) 認知機能検査の実施方法 (2) 検査結果の採点方法 (3) 検査結果の伝達方法 (4) 認知機能検査の模擬実施	三時間
2 運転適性検査結果に基づく	(1) 運転適性検査の基本・実施要領等 (2) 運転適性検査の基本 (3) 運転適性検査の実施要領 (4) 運転適性検査採点評価・診断の作成 (5) 運転適性検査実習 (6) 運転行動と心理特性の概要	七時間

備考 高齢者講習指導員の資格を有する者が受講する場合は、講習項目の認知機能検査の実施方法のみの受講とする。
別表第二（第七条関係）
運転適性検査指導者講習の実施に関する基準

指導要領等

- (2) 運転適性診断表の読み方
- (3) 運転適性検査結果に基づく指導要領・指導実習要領
- (4) 運転適性検査取扱上の留意事項

別記様式第1号 (第4条関係)

青森県公安委員会 殿		年 月 日
申請者		所属
氏名		氏名
電話 ()		電話
認知機能検査員講習受講申請書 認知機能検査員の講習を受講したので申請します。 記		
受講者氏名 生年月日	所在地	年 月 日生
勤務先	名称	
	電話	
資格		
手数料	円	
県収入証紙貼付欄		

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

別記様式第2号 (第5条関係)

第 号	氏 名	年 月 日生
認知機能検査員講習終了証 あなたは認知機能検査員講習の課程を終了したことを証明します。		
平成 年 月 日	青森県公安委員会 印	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

別記様式第3号 (第6条関係)

第 号

運転適性検査指導者資格証

所 属
職 名
氏 名

年 月 日 出 生

上記の者は

検査指導者として適格者であることを証明する。

の

平成 年 月 日

青森県警察本部長

印

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

収 用 委 員 会

青森県収用委員会規則第一号

青森県収用委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

青森県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

青森県収用委員会運営規則（昭和五十五年十一月青森県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十七号中「第六条の第二第二項」を「第六条の三第二項」に改め、同項第三十一号を次のように改める。

三十一 青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）の施行に関する次のこと。

イ 第十六条第一項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定及び同条第三項の規定による保有個人情報の全部を開示しない旨の決定に関すること。

ロ 第二十九条第一項の規定による保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の決定に関すること。

ハ 第三十五条第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用を停止しない旨の決定に関すること。
第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（文書等の取扱い）

第十九条 この規則に定めるもののほか、委員会の文書及び公印の取扱いについては、知事部局の文書及び公印の取扱いの例による。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭